

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第 1 8 条第 1 項に基づく諮問について（答申）

平成 2 6 年 3 月 6 日付け教総第 1 2 3 0 号による諮問について、以下のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日付け生学第 6 4 9 号による公文書部分開示決定により非開示とした情報のうち、「東北随一の文化交流拠点づくり」企画に係るアンケート調査の結果速報、再開発ビルの設計図面及び「『現在の図書館』と『開館日及び開館時間増になった場合の新図書館』に関する人件費の比較」の新図書館に係る勤務時間並びに条件を開示すべきである。

## 2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成 2 5 年度に開催された全ての多賀城市立図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）の議事録及び資料を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、同協議会資料のうち、次に掲げるものを非開示情報とし、その余の部分については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日付けで行った。
  - ア 第 4 回図書館協議会資料のうち、「東北随一の文化交流拠点づくり」企画に係るアンケート調査の結果速報
  - イ 第 4 回図書館協議会資料のうち、多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業により整備する施設建築物（以下「再開発ビル」という。）の設計図面
  - ウ 第 5 回図書館協議会資料のうち、「『現在の図書館』と『開館日数及び開館時間増になった場合の新図書館』に関する人件費の比較」の新図書館に係る勤務時間、条件、1 日当たりの最低必要職員数、合計職員数及び人件費の欄の部分
- (3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成 2 6 年 2 月 2 1 日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成 2 6 年 3 月 6 日付け教総第 1 2 3 0 号により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成 2 6 年 3 月 1 2 日、同年 5 月 1 3 日、同年 7 月 1 5 日及び同年 8 月 7 日に会議を開催し、不服申立人及び実施機関の職員からの意見陳述を受ける

とともに、不服申立人及び実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。

(6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

### 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 第4回図書館協議会資料のうち、「東北随一の文化交流拠点づくり」企画に係るアンケート調査の結果速報

ア 当該資料は、多賀城市長（建設部市街地整備課）がカルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社に業務委託した、「東北随一の文化交流拠点づくり」企画書作成業務に係るアンケート調査の中間報告である。

イ 当該委託業務については、公文書部分開示決定の時点においては、成果品がまだ納品されておらず、当該資料は、図書館協議会、多賀城市教育委員会その他の各種委員会等において説明及び検討に使用するため、市街地整備課を通じ、受託者から特別に資料提供を受けたものであり、一般に公開することを前提に入手したものではないことから、これを公にすることはその後の事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると考え、市街地整備課に確認の上、条例第7条第6号の規定により非開示としたものである。

ウ なお、当該資料については、当該委託業務の成果品が平成26年3月31日に納品され、条例第7条第6号に規定する非開示情報には該当しないものとなっており、同日以降になされた公文書開示請求に基づき当該資料を開示している事実もあることから、当該資料の全部を開示できる状態となっているものである。

(2) 第4回図書館協議会資料のうち、再開発ビルの設計図面

ア 当該資料は、JR仙石線多賀城駅北地区再開発事業に伴い建設が予定されている複合ビルの設計図面案であり、実施機関において再開発ビル建設事業及び図書館移転事業に関する取組状況、計画概要、今後のスケジュール等の説明・検討を行う目的で、多賀城駅北開発株式会社から提供を受けたものである。

イ 当該資料は、本件公文書部分開示の決定時点においては検討段階であったものであり、開示については当該再開発事業に係る図面等の縦覧期間の開始を待つ必要があったことから、これを公にすることは、多賀城駅北開発株式会社 に不利益を与え、又は市民に無用の誤解を与えるおそれがあると考えられ、今後の当該事業に係る意思形成に支障が生ずると判断し、条例第7条第6号の規定により非開示としたものである。

ウ なお、当該資料については、当該再開事業に係る図面等の縦覧が平成26年2月18日から同年3月3日まで行われ、条例第7条第6号に規定する非開示情報には該当しないものとなっており、同日以降になされた公文書開示請求に対し当該資料を開示している事実もあることから、当該資料の全部を開示できる状態となっているものである。

(3) 第5回図書館協議会資料のうち、「『現在の図書館』と『開館日数及び開館時間増になった場合の新図書館』に関する人件費の比較」の新図書館に係る勤務時間、条件、1日当たりの最低必要職員数、合計職員数及び人件費の欄の部分

ア 非開示部分は、平成25年12月26日の公文書部分開示決定時点においては検討段階であったものであり、その後、どのように変更となるかわからない状態のものであった。

当該部分を公開した場合、新図書館に係る指定管理業務の受託を検討している事業者の参考資料となり、又は数値等が確定情報として一人歩きするといった状況も想定され、新図書館の指定管理者候補の選定や当該指定管理に係る協定締結事務等を実際に行う際に不都合が生じるおそれがあった。

イ また、指定管理者候補の選定については、委託金額の上限を決めた上で選定する方法やサービスの品質を決めた上で選定する方法など、様々な方法があるが、公文書部分開示決定時点においては、どのような方法を選択するかも決まっていない状況にあった。そのような時期にこれらの情報を開示することは、その後の選定プロセスの決定等に重大な支障を来すおそれがあった。

ウ 以上のことから、当該部分を開示した場合、その後の図書館移転事業に係る意思形成に支障が生じるおそれがあったことから、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当するものとして非開示にしたものである。

#### 4 不服申立人の主張

上記3(1)及び(2)については、当該資料の全部を開示できる状態となっており、当審査会での審査は不要と判断できることから、これらに係る不服申立人の主張の記述については省略することとする。

上記3(3)に係る不服申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、非開示部分が条例第7条第6号に規定する「市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの」に該当するとしている。
- (2) また、公文書部分開示決定を受ける際、実施機関の職員から、新図書館の運営方式が委託、指定管理者制度その他の事業者が関わるものとなった場合、非開示部分を入手した事業者は事前に体制を整えることができるなど、非開示部分を入手しなかった事業者と比べて有利になる可能性があり、公平ではなく、適切に意思形成を行えず事業に支障が生じるおそれがある旨の説明を受けた。
- (3) しかし、非開示部分を含む当該資料については、第5回図書館協議会ではいかなる合意又は決定も行われておらず、以後の図書館協議会、各種委員会、各担当部署、議会等での議論、調整等によりいかようにも変更されうる、精査のなされていない素案にすぎない。新図書館の運営を委託し、又は指定管理者に行わせることになり、その事業者の選定について、競争入札、相見積りによる随意契約等の方法を採用することになったとしても、当該資料はあくまで素案であり、入札、契約等に必要な精密な仕様書等の一部としては存在しておらず、事業者が精密な事業計画書や収支計画書を作成できる性質のものではなく、事業者間の公正な競争に影響するものではないため、実施機関が想定する適切な意思形成への支障が生じるおそれはない。
- (4) また、条例は、何人も公文書の開示を請求することができる旨を定めており、情報公開制度を利用してこれらの情報を取得するか否かは各事業者の方針や見識次第であり、一部の事業者が当該制度を利用し、これらの情報を取得することがあったとしても、実施機関が主体

的に特定の事業者提供を行ったりするのでなければ、何ら公正性は損なわれない。

- (5) 以上のことから、非開示理由として同号を適用することは過誤であり、非開示は不当である。
- (6) なお、条例第7条第6号の「事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの」の解釈については、同様の規定がなされている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に係る法務省本省情報公開審査基準において、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」と示されていることから、当該基準に鑑み、適切な情報公開がなされることを期待するものである。

## 5 当審査会の判断

- (1) 第4回図書館協議会資料のうち、「東北随一の文化交流拠点づくり」企画に係るアンケート調査の結果速報

当該部分については、上記3(1)ウに記載のとおり、当審査会における審査中に、当該資料の全部を開示できる状態となっているが、このように、開示すべきとの不服申立てを受けている非開示部分が、時間の経過等により非開示情報に該当しないものとなった場合には、当審査会の判断を待つことなく速やかに開示すべきものと思料するものであり、審査不要と判断する。

- (2) 第4回図書館協議会の資料のうち、再開発ビルの設計図面

当該部分については、上記3(2)ウに記載のとおり、当審査会における審査中に、当該資料の全部を開示できる状態となっているが、このように、開示すべきとの不服申立てを受けている非開示部分が、時間の経過等により非開示情報に該当しないものとなった場合には、当審査会の判断を待つことなく速やかに開示すべきものと思料するものであり、審査不要と判断する。

- (3) 第5回図書館協議会の資料のうち、「『現在の図書館』と『開館日及び開館時間増になった場合の新図書館』に関する人件費の比較」の新図書館に係る勤務時間、条件、1日当たりの最低必要職員数、合計職員数及び人件費の欄の部分

ア 非開示部分には、実施機関が算出した新図書館の概算の人件費並びに当該算出を行う際の基礎となる新図書館における勤務時間、1日当たりの最低必要職員数、当該職員数の設定に係る条件、合計職員数及び人件費単価が記載されている。

イ 業務委託又は指定管理に係る運営事業者の選定が随意契約で行われる場合において、当該随意契約の相手方から当該概算の人件費等について開示請求がなされ、これを開示するという事は、価格交渉の相手方に市が見込む人件費の概算上限額を伝えることにもつながるものであり、実施機関の優位性を損なうことにもなるものと認められる。

ウ よって、新図書館運営に関する詳細な仕様や選定方法等の決定に係る実施機関としての意思形成がなされる前の段階において、開示することによって実施機関の優位性を損ない、意思形成に支障が生じることにつながる人件費単価等の情報を非開示とすることとした実施機関の決定には相当性があるものと判断する。

エ また、1日当たりの最低必要職員数及び合計職員数についても、これらを元に概算の人件費を算出し得ることから、同様に非開示とすべき情報と認められる。

オ 一方、勤務時間及び条件欄に記載された情報については、直接、概算の人件費に結び付くものではなく、また、新図書館運営に係る指定管理者候補の選定や協定締結事務等に係る意思形成に影響を与えるものではなく、条例第7条第6号に規定する非開示事由に該当するとはいえないことから、開示するべきと判断する。

(4) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上